

事 務 連 絡
令和元年 10 月 28 日

各都道府県児童福祉主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

児童扶養手当の支給に関する事務における
年金関係情報の取扱いについての留意事項等について

日頃より、児童扶養手当制度の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、「令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について」（令和元年10月28日付け事務連絡）にて周知したとおり、日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「機構等」という。）への情報照会事務が令和元年10月30日から本格運用されることとなりました。

これに伴い、「児童扶養手当の支給に関する事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等について」（令和元年6月11日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）において送付しておりました「児童扶養手当の支給に関する事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等」（以下「情報照会マニュアル」という。）及び「計算ツール」を、令和元年10月版として更新しましたので、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に周知いただくとともに、機構等への情報照会事務が円滑に実施されるよう、実施状況の把握、助言等の支援をお願いいたします。

なお、6月11日発出時から更新している箇所は以下のとおりです。

併せて、機構等より提供されている「年金関係情報提供マニュアル」については、デジタルPMO (<https://cas.digital-pmo.go.jp/DocumentView?Id=a007F00001jEZy7QAG&sfdc.tabName=01r0k00000CxoU>)において、令和元年6月7日にドキュメント名「年金関係の情報連携開始に向けた年金関係情報提供マニュアルの提供について」として掲載しておりますので、情報照会マニュアルと合わせて、ご活用いただきますようお願いいたします。

【更新箇所】

○情報照会マニュアル

- ・P.6に、地方公務員共済組合が提供する「年金支給額情報」においては、子に対する加給年金の額が内訳として表示されない旨を追記

○計算ツール

- ・児童が4人の場合にも対応できるように修正
- ・児童が5人以上の場合の計算ツールの編集方法について、別シート「利用上の注意」に追記

(照会先)
子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 扶養手当係
TEL:03-5253-1111 (内線 4889)
E-mail:bosijiritsusien@mhlw.go.jp